

ちょうウレシイ定期預金規定

1. (預金の範囲)

ちょうウレシイ定期預金（以下「この預金」といいます。）は、1明細20万円以上で500万円を上限とし、一人1,000万円まで通帳式定期でお預かりします。

なお、1,000万円とは、この預金の優遇金利を適用したものの合計額をいいます。

2. (預金の預入期間)

この預金は、預入期間を5年とします。

3. (自動継続)

(1) この預金は、通帳記載の満期日に元金合計額（元金継続方式）または元金のみ（元金継続方式）のいずれかあらかじめ指定された方式によって、5年間を期間として自由金利型定期預金（M型）に自動継続します。継続された預金についても同様とします。

(2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率を基準として定められた利率とします。

(3) 継続を停止するときは、満期日（継続したときはその満期日）までにその旨を申し出てください。この申し出があったときは、この預金は満期日以降に支払います。

(4) 満期日において預金者に該当しなくなった場合は、自動継続を停止します。

4. (預金の支払時期)

この預金は、継続の停止の申し出があった場合に通帳記載の満期日以降に利息とともに支払います。

5. (利息)

(1) この預金は単利型と複利型があり、その利息は、預入日（継続したときはその満期日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および通帳記載の利率（継続後のこの預金については、第3条第2項の利率。以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以降にこの預金とともに支払います。

ただし、単利型の場合、この預金の利息の支払いは次によります。

① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日以降に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

a 現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

b 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

② この預金を複利型とした場合のこの預金の利息は、上記①にかかわらず約定日数および約定利率によって6か月複利の方法で計算し、満期日以降にこの預金とともに支払います。

③ 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差し引いた利息の残額は、満期日以降にこの預金とともに支払います。

(2) 継続を停止した場合のこの預金の満期日以降の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における店頭表示の普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を定期預金等共通規定第2条第2項により満期日前に解約する場合、および定期預金等共通規定第2条第4項または第5項により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

a 1年未満／解約日における店頭表示の普通預金利率

b 1年以上2年未満／約定利率×1%と解約日における店頭表示の普通預金利率のいずれか低い金利

c 2年以上3年未満／約定利率×2%と解約日における店頭表示の普通預金利率のいずれか低い金利

d 3年以上4年未満／約定利率×3%と解約日における店頭表示の普通預金利率のいずれか低い金利

e 4年以上5年未満／約定利率×4%と解約日における店頭表示の普通預金利率のいずれか低い金利

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

6. (預金の解約等)

(1) この預金を解約するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。

(2) 定期預金等共通規定第2条第4項または第5項の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

7. (規定の適用および変更等)

(1) この規定の各条項に定めのないその他の条件は、定期預金等共通規定および自由金利型定期預金（M型）を適用します。

(2) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(3) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

2023.12.07 制定